

## 「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証要領

### 1 目的

この要領は、「安心！広島ブランド」認証要綱（以下「要綱」という。）に基づき、特別栽培農産物の認証に関し、必要な事項を定める。

### 2 基準

要綱第5条第1項の規定による基準は、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成19年3月23日付け18消安第14413号改正。以下「ガイドライン」という。）とする。

### 3 認証の単位

認証は、県が定めた地域慣行レベル（市町が定めたものを含む。）における品目・作型等毎に行うものとし、同一の品目・作型等の範囲内においては、作付けの時期及び回数は問わないものとする。

### 4 生産届

- (1) 特別栽培農産物の認証を受けようとする者は、当該特別栽培農産物の栽培を開始する前に、別記様式第1号による「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証生産届出書に別記様式第2号（ガイドラインの別記5）による特別栽培計画書及び認証マークの活用方法がわかる書類を添えて、生産ほ場の所在する市町（以下「市町」という。）に提出するものとする。
- (2) (1)の届け出は、同一の品目であれば、期間が3年を超えない範囲内において、複数の特別栽培計画についてまとめて行うことができるものとする。
- (3) (1)の届出書等の提出を受けた市町は、届出書等の内容を確認し、県へ提出するものとする。  
なお、市町が定めた地域慣行レベルに基づき届け出を行う場合にあっては、当該慣行レベルを添付するものとする。

### 5 生産届の受理

県は、4の届け出があったときは、届出書等の内容を確認し、ガイドラインに照らし適当と認めるときは受理し、市町を経由して届け出者に連絡するものとする。

### 6 生産届の変更

5の規定により受理された特別栽培計画において、途中で特別栽培計画を変更するときは、別記様式第7号による「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証生産（認証）変更届出書（以下「変更届出書」という。）を添えて、生産ほ場の所在する市町に提出するものとする。

市町は4の(3)に準じた手続きを行うものとし、県は5に準じた手続きを行うものとする。

### 7 認証申請

- (1) 5の届け出を受理された者は、ガイドラインの第5による生産管理を実施し、当該特別栽培農産物の収穫を開始する14日前までに、別記様式第3号による「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証申請書に別記様式第2号（ガイドラインの別記6）による栽培管理記録書（中途分）及びガイドライン第4の3に基づく表示方法を添えて、市町に提出するものとする。
- (2) (1)の申請書等の提出を受けた市町は、申請の内容を審査し適当と認めるときは、意見を附して県へ提出するものとする。

### 8 認証

県は、7の認証申請があったときは、原則として行う現地確認等により申請の内容を審査し、適当と認めるときは、認証を行うものとし、市町を経由して申請者に通知するものとする。

### 9 現地確認

8の現地確認は、生産者、栽培責任者及び確認責任者に対する事情聴取等により、それぞれの役

割が適切に履行されていることを確認するものとする。また、必要に応じ、対象農産物、生産ほ場その他の目視確認を行うものとする。

#### 10 認証の変更

- (1) 8により認証された内容において、ガイドライン第4の3に基づく表示方法の変更を伴う内容変更の場合は、変更届出書を生産ほ場の所在する市町に提出するものとする。
- (2) (1)の変更届出書を受けた市町は、届出書等の内容を確認し、県に提出するものとする。

#### 11 有効期間

認証の有効期間は、認証のあった日から販売終了までの期間とする。

#### 12 認証マーク

要綱第7条の規定による認証マークは、別記認証マーク使用基準のとおりとする。

#### 13 実績報告

要綱第9条の規定による実績報告は、別記様式第4号による「安心！広島ブランド」特別栽培農産物実績報告書に別記様式第2号（ガイドラインの別記6）による栽培管理記録書（完了分）及び別記様式第5号（ガイドラインの別記7）による出荷記録書を添えて、出荷終了後30日を経過する日までに市町を経由のうえ県に提出するものとする。

なお、特別栽培米のうち精米の出荷にあつては、別記様式第6号（ガイドラインの別記8）による特別栽培米受払台帳を、上記関係書類に添えて提出するものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成16年7月30日から施行する。
- 2 平成16年度においては、4の（1）の規定に関わらず、既に栽培を開始している場合にあつても、当該栽培内容がガイドラインに適合するときは、登録を行うことができるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、引き続き使用することができる。

#### 附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日施行の附則の2について、平成28年4月1日以降は適用しない。

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記

認証マーク使用基準

1 マークの規格

- (1) マークのデザイン、縦横の比率及び色は、図1のとおりとし、縦横15ミリメートル以上の寸法で使用することが望ましい。
- (2) マークは、容器包装等の制約により止むを得ない場合は、色を変更して使用することができるものとする。

2 マークの使用方法

- (1) マークの使用は、原則として、対象食品へ貼付するシール又は容器包装類への印刷によるものとする。
- (2) (1)のマークの使用にあたっては、ガイドライン第4の2及び3に基づく一括表示(枠内表示)及び付記事項(枠外表示)の近傍に、必要に応じて用語説明を付記(参考:図2)して表示するものとする。
- (3) 使用者は、消費者等に誤解を与えるような方法でマークを表示してはならない。

図1 マーク



【使用カラー】

特色の場合 CF0121 (DIC F71)  
 4Cプロセスの場合 M80 Y100  
 1色使用の場合 100%

※ 使用規定マニュアル及び電子データが必要な場合は、広島県農林水産局担当課に連絡する。

図2 表示例

「特別栽培農産物」とは、農薬や化学肥料を通常の半分以下に抑えて栽培した農産物のことです。

農林水産省新ガイドラインによる表示  
 特別栽培はくさい  
 節減対象農薬：当地比○割減  
 化学肥料(窒素成分)：当地比○割減  
 栽培責任者 ○○○○  
 所在地 広島県○○町△△△  
 連絡先 Tel. ○○-○○-○○  
 確認責任者 ○○農協□□課長 ○○○○  
 所在地 広島県○○町△△△

ガイドライン一括表示  
(枠内表示) 例

ガイドライン付記事項  
(枠外表示) 例

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
○○○○○	殺菌	1回
□□□□□	殺虫	2回
△△△△△	除草	1回